



2025年6月27日

各 位

会 社 名 日 本 郵 政 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 根岸 一行
(コード番号：6178 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 I R 室
(TEL. 03-3477-0206)

(開示事項の経過) 連結子会社の普通株式の一部処分に関するお知らせ

2025年5月15日にお知らせいたしました連結子会社である株式会社ゆうちょ銀行（コード番号：7182 東証プライム）の普通株式の一部の処分につきまして、当社は、2025年6月23日に銀行主要株主の認可を取得し、下記のとおり、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合を50%を下回る水準とする目的で当社が保有する株式会社ゆうちょ銀行普通株式に係る株式処分信託（以下「本信託」という。）の設定により株式処分を実施いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式処分の概要

- (1) 処 分 株 式 の 株式会社ゆうちょ銀行 普通株式 17,993,700 株
種 類 及 び 数
- (2) 処 分 方 法 株式処分信託設定による処分。
信託目的：他社株式処分
契約締結日：2025年6月27日
- (3) 処 分 総 額 未定
- (4) 処 分 日 2025年6月27日（他社株式処分信託の設定日）

(注) グローバル・オフリングに関するロックアップについて

2025年2月27日に公表の「連結子会社の普通株式の一部売却に関するお知らせ」のとおり、当社は、大和証券株式会社、野村證券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。）に対し、売却価格等決定日である2025年3月10日から受渡期日である2025年3月17日（当日を含む。）

注意事項：

この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

後 180 日目の日である 2025 年 9 月 12 日（当日を含む。）までの期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、株式会社ゆうちょ銀行普通株式等の譲渡又は処分等を行わない旨を合意しております。

また、当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の抛出が行われた場合であっても、本信託の信託契約上、ロックアップ期間中の本信託による株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却は行われない旨が合意されております。

そのため、本信託による株式会社ゆうちょ銀行普通株式の市場売却は、ロックアップ期間後の 2025 年 9 月 13 日以降開始される予定です。

2. 今後の見通し

当社による本信託に対する株式会社ゆうちょ銀行普通株式の抛出により、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合は 49.90%となったことから、当社は、郵政民営化法第 62 条第 2 項の規定に基づき、ゆうちょ銀行株式の 2 分の 1 以上を処分した旨を、2025 年 6 月 27 日、総務大臣に届け出ました。当社が総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第 110 条の 2 に基づき、株式会社ゆうちょ銀行は、郵政民営化法第 110 条に係る認可は要しないこととなり、株式会社ゆうちょ銀行が新規業務など同法で規定された一定の業務を行おうとする場合、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を行うことを要することとなります。

併せて、株式会社ゆうちょ銀行に対する議決権の保有割合が 50%を下回ることにより、当社は、銀行法に定める銀行を子会社とする持株会社（銀行持株会社）に該当しないこととなります。議決権の保有割合は 50%を下回りますが、実質支配力基準により、株式会社ゆうちょ銀行が当社の連結子会社であることに変更はありません。また、当社にとって同社が銀行業を担う重要な会社であるという位置づけにも変更はありません。

（ご参考）

当社の株式会社ゆうちょ銀行普通株式の所有株式数及び議決権割合

（１）本株式処分前の 所有株式数及び議決権割合	1,802,167,900 株 (議決権割合：50.40%)
（２）本株式処分後の 所有株式数及び議決権割合	1,784,174,200 株 (議決権割合：49.90%)

（注）本株式処分前の所有株式数とは、2025 年 6 月 26 日時点の所有株式数をいい、本株式処分前の議決権割合とは、2025 年 6 月 26 日時点の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する同時点における所有株式数の割合をいいます。また、本株式処分後の所有株式数とは、2025 年 6 月 27 日時点の所有株式数（上記 1. (2) の株式処分信託設定による処分における処分株式数控除後）をいい、本株式処分後の議決権割合とは、2025 年 6 月 27 日時点の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する同時点における所有株式数の割合をいいます。

以 上

注意事項：

この文章は、株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の一部処分について一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。